

山口県報

平成 21 年
4 月 24 日
(金曜日)

目 次

告示

県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に係る補償基礎額に関する告示の一部改正(給与厚生課)……………

県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に係る補償基礎額に関する告示の最高限度額に関する告示の一部改正(給与厚生課)……………

土地改良区定款変更の認可(農村整備課)……………

道路の区域の変更(道路整備課)……………

道路の供用の開始(道路整備課)……………

公有水面の埋立地の用途の変更の許可(港湾課)……………

特定建設工事共同企業体の一般競争入札の参加資格の審査(港湾課)……………

道路の位置の指定(建築指導課)……………

公告

特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請(県民生活課)……………

保護増殖事業計画の公表(二件)(自然保護課)……………

介護サービス情報に係る調査員養成研修を行う者の指定(長寿社会課)……………

大規模小売店舗立地法第五条第一項の規定による届出(商政課)……………

大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定による届出(商政課)……………

土地改良事業施行認可申請に係る決定(農村整備課)……………

土地改良区役員の届出(農村整備課)……………

開発行為に関する工事の完了(建築指導課)……………

教委公告

契約の締結……………

公安委告示

警備員等の検定の実施……………

山口県告示第九十七号

県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に係る補償基礎額に関する告示(昭和四十三年山口県告示第四百五十五号)の一部を次のように改正する。

改正後の県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に係る補償基礎額に関する告示は、平成二十一年五月一日以後に支給すべき事由が生じた年金たる補償以外の補償について適用し、同日前に支給すべき事由が生じた年金たる補償以外の補償については、なお従前の例による。

平成二十一年四月二十四日

山口県知事 二井 関成

一 補償基礎額の表第二号のイ中「四千九十円」を「四千六十円」に改める。

山口県告示第九十八号

県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に係る補償基礎額の最低限度額及び最高限度額に関する告示(平成四年山口県告示第六百五十三号)の一部を次のように改正する。

改正後の県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に係る補償基礎額の最低限度額及び最高限度額に関する告示は、平成二十一年五月一日以後の期間に係る年金たる補償及び同日以後に支給すべき事由が生じた休業補償について適用し、同日前の期間に係る年金たる補償及び同日前に支給すべき事由が生じた休業補償については、なお従前の例による。

平成二十一年四月二十四日

山口県知事 二井 関成

表中「四、四一四円」を「四、一三七円」に、「一三、五一円」を「一三、三七九円」に、「四、九六七円」を「五、〇一九円」に、「五、八二七円」を「五、八五一円」に、「一三、七二一円」を「一三、五九九円」に、「六、五〇〇円」を「六、五〇四円」に、「一六、三九二円」を「一六、五四九円」に、「七、〇〇六円」を「六、九二〇円」に、「二〇、〇七二円」を「一九、七〇三円」に、「七、二七三円」を「七、二一七円」に、「二一、六四六円」を「二一、一四一円」に、「七、〇三五円」を

「七、〇九二円」に、「二四、一五七円」を「二四、五八一円」に、「六、五六九円」を「六、六〇〇円」に、「二四、三八〇円」を「二四、八三六円」に、「五、九二二円」を「五、九六七円」に、「三三、八九二円」を「三三、四一一円」に、「四、五五〇円」を「四、六五〇円」に、「二二、一一〇円」を「二〇、七五六円」に、「四、〇九〇円」を「四、〇六〇円」に、「一四、三三三円」を「一五、二三〇円」に改める。

山口県告示第百九十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第三十条第二項の規定に基づき、土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。

平成二十一年四月二十四日

山口県知事 二井 関成

土地改良区の名称 認可年月日
 萩市椿東土地改良区 平成二一、四、一四
 下関市豊北町農地開発土地改良区 " " 一六
 油谷東部土地改良区 " " "

山口県告示第百二十号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。
 その関係図面は、平成二十一年四月二十四日から一月間山口県土木建築部道路整備課において一般の縦覧に供する。

平成二十一年四月二十四日

山口県知事 二井 関成

道路の種類 県道
 路線名 別府田布施停車場線
 道路の区域

区 間	旧新別	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
熊毛郡田布施町大字下田布施字松ノ内二二〇七の四地先から	旧	最狭 一七・七 最広 一六・八	三八二・〇	

同郡 同町 同大字南木村三二
 六六の二地先まで
 新
 最狭 二九・六
 最広 二四・九
 三七四・四
 道路改良工事の完了による。

山口県告示第百二十号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十一年四月二十四日から一月間山口県土木建築部道路整備課において一般の縦覧に供する。

平成二十一年四月二十四日

山口県知事 二井 関成

路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
別府田布施停車場線	熊毛郡田布施町大字下田布施字松ノ内二二〇七の四地先から同郡 同町 同大字南木村三二六六の二地先まで	平成二十一年四月二十五日

山口県告示第百二十号

公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第十三条ノ二第一項の規定により、次のとおり公有水面の埋立地の用途の変更を許可した。

平成二十一年四月二十四日

柳井港港湾管理者

山口県

山口県知事 二井 関成

一 埋立区域

(一) 変更前の埋立区域

1 位置

(1) 第二工区の一

柳井市柳井字宮本塩浜一五七八の一六から同字一五七八の一を経て同字一五七八の三〇に至る土地の地先公有水面

(2) 第三工区

柳井市柳井字宮本塩浜一五七八の一六から同字一五七八の九を経て同字一五

2 七八の三〇に至る土地の地先公有水面
区域

(1) 第二工区の二の一

次の1の地点と2の地点を結ぶ昭和六十三年五月二十七日付け指令港湾第一六四号でしゅん功認可された埋立地(以下「昭和六十三年埋立地」という。)(と公有水面との境界線(D.L. + 二・八〇メートル)、2の地点と5の地点を結んだ線、5の地点と6の地点を結ぶ平成三年一月十六日付け指令港湾第七四五号でしゅん功認可された埋立地(以下「平成三年埋立地」という。)(と公有水面との境界線(D.L. + 二・八〇メートル)、6の地点と7の地点を結ぶ昭和五十七年秋分の満潮位(D.L. + 二・八〇メートル)(以下「満潮位」という。)(における公有水面と陸地との境界線及び1の地点と7の地点を結ぶ平成十七年三月三十日付け指令平一六港湾第一〇四九〇号でしゅん功認可された埋立地(以下「平成十七年埋立地」という。)(と公有水面との境界線(D.L. + 二・八〇メートル)に囲まれた区域

(2) 第三工区

次の2の地点と3の地点を結ぶ昭和六十三年埋立地と公有水面との境界線(D.L. + 二・八〇メートル)、3の地点と4の地点を結ぶ昭和六十二年八月二十五日付け指令港湾第三七四号でしゅん功認可された埋立地(以下「昭和六十二年埋立地」という。)(と公有水面との境界線(D.L. + 二・八〇メートル)、4の地点と5の地点を結ぶ平成三年埋立地と公有水面との境界線(D.L. + 二・八〇メートル)及び2の地点と5の地点を結んだ線に囲まれた区域

3 面積

(1) 第二工区の二の一

1の地点 柳井市柳井字中開作松ヶ崎の松ヶ崎三等三角点(北緯三三度五七分四〇・三四一秒東経一三三度〇七分〇〇・四〇七秒)(以下「基準点」という。)(から二四度三五分三八秒七五八・〇四メートルの地点
2の地点 1の地点から一九二度三六分五五秒四五・〇〇メートルの地点
3の地点 2の地点から一九二度三六分五五秒二二・五〇メートルの地点
4の地点 3の地点から六九度二〇分〇七秒三三・九・四三メートルの地点
5の地点 4の地点から〇度〇〇分〇〇秒三一・五〇メートルの地点
6の地点 5の地点から〇度〇〇分〇〇秒七三・〇〇メートルの地点
7の地点 6の地点から二九度三〇分〇〇秒一六四・〇〇メートルの地点

(二) 変更後の埋立区域
1 位置
2 区域

(1) 第二工区の二の一

柳井市柳井字宮本塩浜一五七八の一から同字一五七八の三七を経て同字一五七八の三〇に至る土地の地先公有水面
第二工区の二の二
柳井市柳井字宮本塩浜一五七八の一六から同字一五七八の一を経て同字一五七八の三〇に至る土地の地先公有水面
第三工区
柳井市柳井字宮本塩浜一五七八の一六から同字一五七八の九を経て同字一五七八の三〇に至る土地の地先公有水面

(2) 第三工区

次の1の地点と8の地点を結ぶ昭和六十三年埋立地と公有水面との境界線(D.L. + 二・八〇メートル)、8の地点から11の地点までを順次結んだ線、7の地点と11の地点を結ぶ満潮位における公有水面と陸地との境界線及び1の地点と7の地点を結ぶ平成十七年埋立地と公有水面との境界線(D.L. + 二・八〇メートル)に囲まれた区域
第二工区の二の二

(3) 第三工区

次の2の地点と3の地点を結ぶ昭和六十三年埋立地と公有水面との境界線(D.L. + 二・八〇メートル)、3の地点と4の地点を結ぶ昭和六十二年埋立地と公有水面との境界線(D.L. + 二・八〇メートル)、4の地点と5の地点を結ぶ平成三年埋立地と公有水面との境界線(D.L. + 二・八〇メートル)及び2の地点と5の地点を結んだ線に囲まれた区域
1の地点 基準点から二四度三五分三八秒七五八・〇四メートルの地点

二 埋立てに関する工事の施行区域

(一) 変更前の埋立てに関する工事の施行区域

1 位置

- (1) 第二工区の一
 - 柳井市柳井字宮本塩浜一五七八の一、一五七八の九、一五七八の一、一五七八の二三、一五七八の二五、一五七八の一六、一五七八の三〇、一五七八の三七及び一五七八の三九地内並びに同字一五七八の一六から同字一五七八の一を経て同字一五七八の三〇に至る土地の地先公有水面
- (2) 第三工区
 - 柳井市柳井字宮本塩浜一五七八の九、一五七八の一、一五七八の二、一五七八の三、一五七八の四及び一五七八の五の三〇地内並びに同字一五七八の一六から同字一五七八の九を経て同字一五七八の三〇に至る土地の地先公有水面
- 2 区域
 - (1) 第二工区の一
 - 次の①の地点、③の地点、④の地点、⑬の地点、⑨の地点の各地点を順次結んだ線、⑨の地点から⑫の地点までを順次結んだ線及び①の地点と⑫の地点を

3 面積

- (1) 第二工区の一
 - 九八三・三一平方メートル
 - (2) 第二工区の一
 - 一九、七五〇・六九平方メートル
 - (3) 第三工区
 - 三三、九二一・二五平方メートル
- 2の地点から一九二度三六分五秒四五・〇〇メートルの地点
 3の地点から一九二度三六分五秒二二・五〇メートルの地点
 4の地点から六九度二〇分〇七秒三三・九・四三メートルの地点
 5の地点から〇度〇〇分〇〇秒三一・五〇メートルの地点
 6の地点から〇度〇〇分〇〇秒七三・〇〇メートルの地点
 7の地点から二九度三〇分〇〇秒一六四・〇〇メートルの地点
 8の地点から二四度五〇分〇八秒七五・三三メートルの地点
 9の地点から四九度二五分四八秒二九・五〇メートルの地点
 10の地点から九三度一三分一七秒四六・〇〇メートルの地点
 11の地点から九二度三一分三〇秒七四・二〇メートルの地点

結んだ線に囲まれた区域

(2) 第三工区

次の①の地点から⑨の地点までを順次結んだ線及び①の地点と⑨の地点を結んだ線に囲まれた区域

- ①の地点 基準点から二六度一分四四秒七六一・五一メートルの地点
- ②の地点 ①の地点から二八三度〇二分一九秒二一・二三メートルの地点
- ③の地点 ②の地点から一九二度三〇分〇〇秒三一・七四メートルの地点
- ④の地点 ③の地点から一九二度三〇分〇〇秒二五・〇〇メートルの地点
- ⑤の地点 ④の地点から一九二度三〇分〇〇秒三三八・二六メートルの地点
- ⑥の地点 ⑤の地点から七一度四〇分〇〇秒二二・〇〇メートルの地点
- ⑦の地点 ⑥の地点から六七度〇〇分〇〇秒一九一・〇〇メートルの地点
- ⑧の地点 ⑦の地点から一度三〇分〇〇秒七五・〇〇メートルの地点
- ⑨の地点 ⑧の地点から二八三度〇二分一九秒三三・二二メートルの地点
- ⑩の地点 ⑨の地点から〇度〇〇分〇〇秒五一・三三メートルの地点
- ⑪の地点 ⑩の地点から二八九度四五分〇〇秒一四一・〇〇メートルの地点
- ⑫の地点 ⑪の地点から二七〇度〇〇分〇〇秒九八・〇〇メートルの地点
- ⑬の地点 ⑫の地点から一〇三度〇〇分〇〇秒三三・〇〇メートルの地点

3 面積

- (1) 第二工区の一
 - 三三、二〇八・〇〇平方メートル
- (2) 第三工区
 - 六二、八九七・〇〇平方メートル

(二) 変更後の埋立てに関する工事の施行区域

1 位置

- (1) 第二工区の一
 - 柳井市柳井字宮本塩浜一五七八の一、一五七八の三〇、一五七八の三七及び一五七八の三九地内並びに同字一五七八の一から同字一五七八の三五を経て同字一五七八の三〇に至る土地の地先公有水面
- (2) 第二工区の一
 - 柳井市柳井字宮本塩浜一五七八の一、一五七八の九、一五七八の一、一五七八の二、一五七八の三、一五七八の四及び一五七八の五の三〇地内並びに同字一五七八の一三から同字一五七八の一を経て同字一五七八の三〇に至る土地の地先公有水面
- (3) 第三工区

2
 柳井市柳井字宮本塩浜一五七八の九、一五七八の一、一五七八の二、一五七八の三、一五七八の四、一五七八の五、一五七八の六及び一五七八の三〇地内並びに同字一五七八の一六から同字一五七八の九を経て同字一五七八の三〇に至る土地の地先公有水面

(1) 第二工区の二の二の一
 次の①の地点、⑭の地点、⑮の地点、⑯の地点、⑰の地点、⑱の地点の各地点を順次結んだ線及び①の地点と⑱の地点を結んだ線に囲まれた区域

(2) 第二工区の二の二の二
 次の①の地点、③の地点、④の地点、⑬の地点、⑨の地点、⑩の地点、⑫の地点、⑮の地点、⑭の地点の各地点を順次結んだ線及び①の地点と⑭の地点を結んだ線に囲まれた区域

(3) 第三工区
 次の①の地点から⑨の地点までを順次結んだ線及び①の地点と⑨の地点を結んだ線に囲まれた区域

- ①の地点 基準点から二二六度一分四四秒七六一・五メートルの地点
 ②の地点 ①の地点から二八三度〇二分一九秒二二・三メートルの地点
 ③の地点 ②の地点から一九二度三〇分〇秒三三・七四メートルの地点
 ④の地点 ③の地点から一九二度三〇分〇秒二五・〇〇メートルの地点
 ⑤の地点 ④の地点から一九二度三〇分〇秒二二・八二メートルの地点
 ⑥の地点 ⑤の地点から七一度四〇分〇秒二二・〇〇メートルの地点
 ⑦の地点 ⑥の地点から六七度〇〇分〇秒一九一・〇〇メートルの地点
 ⑧の地点 ⑦の地点から一度三〇分〇秒七五・〇〇メートルの地点
 ⑨の地点 ⑧の地点から二八三度〇二分一九秒三三・二二メートルの地点
 ⑩の地点 ⑨の地点から〇度〇〇分〇秒五一・三三メートルの地点
 ⑪の地点 ⑩の地点から二八九度四五分〇秒一四一・〇〇メートルの地点
 ⑫の地点 ⑪の地点から二七〇度〇〇分〇秒九八・〇〇メートルの地点
 ⑬の地点 ⑫の地点から一〇三度〇〇分〇秒三三・〇〇メートルの地点
 ⑭の地点 ⑬の地点から四九度二五分四八秒四六・九〇メートルの地点
 ⑮の地点 ⑭の地点から九三度一三分一七秒四六・〇〇メートルの地点
 ⑯の地点 ⑮の地点から九二度三一分三〇秒九九・〇〇メートルの地点

3
 (1) 第二工区の二の二の一
 一、二五〇・六二平方メートル

- (2) 第二工区の二の二の二
 三〇、九五七・三八平方メートル
 (3) 第三工区
 六二、八九七・〇〇平方メートル
- 三 埋立地の用途
 (一) 変更前の用途
 運動場用地
 (二) 変更後の用途

用途	配置	規模
運動場用地	道路用地を除く全域に配置	約五四、〇〇〇平方メートル
道路用地	埋立地の北側に配置	約一、〇〇〇平方メートル

四 許可を受けた者
 柳井市南町二丁目一〇番二号
 柳井市 柳井市長 井原健太郎
 五 許可の年月日
 平成二十一年四月十三日

山口県告示第二百三十三号

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六百六十七条の五第一項の規定により、山口宇部空港用地護岸改良工事の契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な経営の規模及び状況を要件とする資格(以下「経営規模等入札参加資格」という。)及び当該経営規模等入札参加資格の審査の申請の時期、方法等について次のとおり定めた。

- 平成二十一年四月二十四日 山口県知事 二井 関成
- 一 山口宇部空港用地護岸改良工事
 (一) 工事場所 宇部市大字沖宇部字八王子地先
 (二) 工事の概要

場	消	上	工
周	波	部	
柵 <small>さく</small>	工	工	種
工			延
			長
	七〇〇メートル	七〇〇メートル	七〇〇メートル
	七〇〇メートル		

二 経営規模等入札参加資格

入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する共同企業体（二者で構成するものに限る。）とする。

(一) 共同企業体の構成員のいずれもが次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。

- 1 建設工事等に係る一般競争入札及び指名競争入札の参加資格の審査に関する告示（平成十八年山口県告示第六百六十三号。以下「告示」という。）二の(一)の規定により格付された一般競争入札及び指名競争入札参加資格が土木一式工事のA等級であること。
- 2 建設業法（昭和二十四年法律第百号。以下「法」という。）第三条第六項に規定する特定建設業の許可（土木工事業に係るものに限る。）を受けていること。
- 3 出資比率が三十五パーセント以上であること。

(二) 共同企業体の代表者の平成二十一年四月二十三日までに国土交通大臣又は都道府県知事が通知した法第二十七条の二十九第一項に規定する総合評定値のうち直近のもの（以下「総合評定値」という。）の土木一式工事の数値が九百五十以上であること。

(三) 共同企業体の代表者以外の者の総合評定値の土木一式工事の数値が八百五十以上であること。

三 経営規模等入札参加資格の審査

(一) 共同企業体競争入札参加資格審査申請書等

経営規模等入札参加資格の審査を受けようとする者は、告示四の(一)に規定する共同企業体競争入札参加資格審査申請書及び次に掲げる書類（以下「申請書等」という。）を提出しなければならない。

- 1 共同企業体協定書の写し
- 2 総合評定値通知書の写し
- 3 特定建設業の許可通知書の写し

4 委任状

(一) 申請書等の提出方法

申請書等は、共同企業体の代表者が持参して提出するものとし、郵便又は電信によるものは、受け付けない。

(二) 申請書等の提出場所

山口県宇部港湾管理事務所 宇部市港町一丁目五番七号

(三) 申請書等の提出期間及び時間

平成二十一年四月二十七日から五月十二日までの午前九時から午後四時三十分まで

(四) 経営規模等入札参加資格の審査結果の通知方法

経営規模等入札参加資格適合通知書又は経営規模等入札参加資格非適合通知書を平成二十一年五月十九日までに発送する。

その他

この審査についての問合せは、山口県宇部港湾管理事務所（電話〇八三六―三一一三三三―）にすること。

山口県告示第二百四号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定した。

その関係図面は、宇部土木建築事務所に備え付けて縦覧に供する。

平成二十一年四月二十四日

山口県知事 二井 関成

地名及び番地	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	道路の敷地となる土地の面積 (平方メートル)
山陽小野田市大字鴨庄字大沖田二二三の五	五・〇	八〇・三	四二四・三二
山陽小野田市大字郡字新川田一六三八の七及び字中河原一六八三の一	五・〇	八五・五	四四八・五七



(二三九) 特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請がありました。

変更後の定款は、平成二十一年五月二十七日までの間、山口県環境生活部県民生活課において公衆の縦覧に供します。

平成二十一年四月二十四日

山口県知事 二井 関成

一 申請のあった年月日

平成二十一年三月二十七日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名 称 特定非営利活動法人ヒューマンスペースきらぎら銀魚

代 表 者 の 氏 名 大庭 晴子

主たる事務所の所在地 山口市大市町二番二号

(二四〇) 保護増殖事業計画の公表

山口県希少野生動植物種保護条例(平成十七年山口県条例第八号)第二十二条第一項の規定により、キビヒトリシズカ(センリョウウ科)に関する保護増殖事業計画を定めたので、次の要領により公表します。

平成二十一年四月二十四日

山口県知事 二井 関成

一 計画の内容

(一) 保護増殖事業の目標

(二) 保護増殖事業が行われるべき区域

(三) 保護増殖事業の内容

(四) その他保護増殖事業が適正かつ効果的に実施されるために必要な事項

二 閲覧の場所

山口県環境生活部自然保護課

(二四一) 保護増殖事業計画の公表

山口県希少野生動植物種保護条例(平成十七年山口県条例第八号)第二十二条第一項の規定により、ホソバナコバイモ(ユリ科)に関する保護増殖事業計画を定めたので、次の要領により公表します。

平成二十一年四月二十四日

山口県知事 二井 関成

一 計画の内容

(一) 保護増殖事業の目標

(二) 保護増殖事業が行われるべき区域

(三) 保護増殖事業の内容

(四) その他保護増殖事業が適正かつ効果的に実施されるために必要な事項

二 閲覧の場所

山口県環境生活部自然保護課

(二四二) 介護サービス情報に係る調査員養成研修を行う者の指定

介護保険法施行令(平成十年政令第四百十二号)第三十七条の七第一項の規定により、調査員養成研修を行う者を次のとおり指定しました。

平成二十一年四月二十四日

山口県知事 二井 関成

名 称 住 所

社会福祉法人山口県社会福 山口市大手町九番六号
社協議会

(二四三) 大規模小売店舗舗立地法第五条第一項の規定による届出

大規模小売店舗舗立地法(平成十年法律第九十一号)第五条第一項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の新設の届出がありました。

当該届出及び経済産業省令で定める事項を記載した書類は、平成二十一年四月二十四日から同年八月二十四日までの間、山口県商工労働部商政課及び下関市観光産業部商工振興課において公衆の縦覧に供します。

平成二十一年四月二十四日

山口県知事 二井 関成

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
 名称 (仮称) ニトリ下関長府店
 所在地 下関市亀浜町一八一八の二四
- 二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名
 株式会社ニトリ 称 住 代表者の氏名
 札幌市手稲区新築寒六条一丁目五番八〇 号 似鳥 昭雄
- 三 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに代表者の氏名
 株式会社ニトリ 住 所 代表者の氏名
 札幌市手稲区新築寒六条一丁目五番八〇 号 似鳥 昭雄
- 四 大規模小売店舗の新設をする日
 平成二十一年十二月四日
- 五 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
 三、四五七平方メートル
- 六 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 (一) 駐車場の収容台数 七八台
- (二) 駐輪場の収容台数 一〇台
- (三) 荷さばき施設の面積 七八平方メートル
- (四) 廃棄物等の保管施設の容量 三九立方メートル
- 七 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 (一) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
 氏名又は名称 開店時刻 閉店時刻
 株式会社ニトリ 午前一〇時 午後九時
- (二) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
 午前九時三十分から午後九時三十分まで
- (三) 駐車場の自動車の出入口の数

- 三箇所
 (四) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
 午前六時から午後十時まで
- 八 届出年月日
 平成二十一年四月三日

(二四四) 大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定による届出
 大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。
 当該届出は、平成二十一年四月二十四日から同年八月二十四日までの間、山口県商工労働部商政課及び下関市観光産業部商工振興課において公衆の縦覧に供します。
 平成二十一年四月二十四日

山口県知事 二井 関成

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
 名称 ハローデイ綾羅木店
 所在地 下関市古屋町一丁目一七六一
- 二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名
 株式会社ハローデイ 称 住 所 代表者の氏名
 北九州市小倉南区徳力三丁目一〇番一号 加治 敬通
- 三 変更に係る事項の概要
 変更に係る事項 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称
 変更前 加治 久典
 変更後 加治 敬通
- 四 届出年月日
 平成二十一年四月七日
- 五 変更年月日
 平成二十一年六月十三日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ハローデイ綾羅木店

所在地 下関市古屋町二丁目一七六二

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名称 住 株式会社サンキュードラッグ 代表者の氏名 敬通

株式会社ハローデイ 北九州市小倉南区徳力三丁目一〇番二号 加治 敬通

三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項	大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	変更前	変更後
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	株式会社サンキュードラッグ	—	株式会社サンキュードラッグ
大規模小売店舗において小売業を行う者の住所	—	—	北九州市門司区黒川西三丁目一番一三三〇
大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名	—	—	平野 健一

四 届出年月日

平成二十一年四月七日

五 変更年月日

平成二十一年三月三日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ハローデイ綾羅木店

所在地 下関市古屋町二丁目一七六二

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名称 住 株式会社ハローデイ 代表者の氏名 敬通

株式会社ハローデイ 北九州市小倉南区徳力三丁目一〇番二号 加治 敬通

三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項	変更前	変更後
大規模小売店舗の名称	(仮称)ハローデイ古屋店	ハローデイ綾羅木店

四 届出年月日

平成二十一年四月七日

五 変更年月日

平成二十一年三月二十六日

(一四五) 新規土地改良事業の施行の認可の申請に係る決定

次の新規土地改良事業の施行の認可の申請は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第四十八条第九項において準用する同法第八条第一項の規定により、適当であると決定したので、同法第四十八条第九項において準用する同法第八条第六項の規定により、その決定に係る土地改良事業計画書及び定款の写しを次のとおり縦覧に供します。

平成二十一年四月二十四日

山口県知事 二井 関成

一 事業の内容

土地改良区の名称 柳井市土地改良区 施行地区 捻敷地区 事業の種類 かんがい排水

唐の尾下池地区 ため池の整備

二 縦覧の期間

平成二十一年四月二十七日から同年五月十八日まで

三 縦覧の場所

山口県農林水産部農村整備課

(一四六) 土地改良区の役員の名及び住所の届出

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、土地改良区から次のとおり役員の名及び住所の届出がありました。

平成二十一年四月二十四日

山口県知事 二井 関成

一 就任した役員

土地改良区の名称 下関市安岡土地改良区 理事の別 野村 仁 氏名 高見 豊 住 所 下関市大字蒲生野二八一

野村 仁 野村 仁 八九〇

萩市椿東土地改良区	萩市	理事	岡村 秀雄	萩市大字椿東一〇〇六
萩市	理事	吉村 誠	萩市	六五〇
萩市	理事	竹内 稔	萩市	一四七
萩市	理事	田中 陽子	萩市	四六の九
萩市	理事	石田アヤ子	萩市	一七五六の四
萩市	理事	田中 信夫	萩市	二七八二
萩市	理事	廣兼 聡	萩市	二六六八
萩市	理事	綿貫 次夫	萩市	二七〇九
萩市	理事	中村市太郎	萩市	三七二九
萩市	理事	末岡 時雄	萩市	大字川島三二九
萩市	理事	金子 哲也	萩市	大字椿東六一三
萩市	理事	林 安政	萩市	一〇一〇の一
萩市	理事	長尾 隆重	萩市	一六三
下関市豊北町農地開発 土地改良区	下関市	理事	古川 哲郎	豊北町大字田耕五〇四七の四
下関市	理事	森 善明	下関市	大字綾羅木六九七
下関市	理事	藤田 喜隆	下関市	大字福江一八〇七
下関市	理事	原 宏	下関市	大字蒲生野一〇二の二
下関市	理事	迫本 憲昭	下関市	大字有富四九一
下関市	理事	小川 博司	下関市	梶栗町五丁目一〇番一〇号
下関市	理事	西原 晃	下関市	富任町五丁目一七番二二号
下関市	理事	中西 祐司	下関市	六〇四
下関市	理事	植村 和也	下関市	一五三二
下関市	理事	小出 俊一	下関市	大字福江九〇の一
下関市	理事	畑野 吉朗	下関市	安岡町六丁目三番九号
下関市	理事	新谷 昌幸	下関市	横野町二丁目二番二三号
下関市	理事	福富 壽	下関市	安岡町二丁目二番一四号

萩市佐々並土地改良区	萩市	理事	山本 恒光	大字佐々並二三九
萩市	理事	光田 英彦	萩市	六六五
萩市	理事	山本 辰男	萩市	一六〇〇
萩市	理事	田村 政昭	萩市	二八二二の一
萩市	理事	田上 善治	萩市	三一一四
萩市	理事	井上 征士	萩市	四四一八の二
萩市	理事	杉山 幹洋	萩市	五〇三九
萩市	理事	藤谷 芳久	萩市	三七七七
萩市	理事	河村敬一郎	萩市	四一〇六
萩市	理事	中村 政孝	萩市	二二九九
萩市	理事	小林 廣海	萩市	四四四九
萩市	理事	山本 俊夫	萩市	一三九三の一
萩市	理事	田村 昌之	萩市	一八五四の三
下関市安岡土地改良区	下関市	理事	梶山 正美	下関市大字蒲生野四五五の一
下関市	理事	高見 豊	下関市	二八一
下関市	理事	有光 三美	下関市	安岡町六丁目七番二三号
下関市	理事	下田 一也	下関市	安岡町七丁目八番二四号
下関市	理事	新谷 昌幸	下関市	横野町二丁目二番二三号
下関市	理事	林 秀幸	下関市	大字福江三二六
下関市	理事	福本 壽	下関市	九九五
下関市	理事	秋山 清美	下関市	一六〇九
下関市	理事	内山 進	下関市	梶栗町五丁目七番二三号
下関市	理事	西原 晃	下関市	富任町五丁目一七番二二号
下関市	理事	榊村二千夫	下関市	大字綾羅木七三〇
下関市	理事	堀本 光男	下関市	安岡町四丁目九番二七号
下関市	理事	藤田 喜隆	下関市	大字福江一八〇七
下関市	理事	中村 信義	下関市	大字延行二七六の一
下関市豊北町農地開発 土地改良区	下関市	理事	林 博幸	豊北町大字田耕三〇一〇
下関市	理事	杉井 正剛	下関市	九二一
下関市	理事	末田 利美	下関市	豊北町大字滝部一六六六

萩市佐々並土地改良区	萩市	佐々木磯址	三七五四の六
萩市	松田清	〇	一一〇一の
萩市	白石隆雄	〇	一一〇一の
萩市	岸田道夫	〇	一一〇一の
萩市	藤田芳幸	〇	一一〇一の
萩市	天谷勇次郎	〇	一一〇一の
萩市	長尾発郎	〇	一一〇一の
萩市	竹内稔	〇	一一〇一の
萩市	河崎正直	〇	一一〇一の
萩市	伊藤衆雄	〇	一一〇一の
萩市	林長蔵	〇	一一〇一の
萩市	大賀忠明	〇	一一〇一の
萩市	岡満	〇	一一〇一の
萩市	田中信夫	〇	一一〇一の
萩市	高杉巖	〇	一一〇一の
萩市	高杉憲二	〇	一一〇一の
萩市	植村知明	〇	一一〇一の
萩市	恩村稔	〇	一一〇一の
萩市	金子哲也	〇	一一〇一の
萩市	林安政	〇	一一〇一の
萩市	高杉和夫	〇	一一〇一の
萩市	山本恒光	〇	一一〇一の
萩市	光田英彦	〇	一一〇一の
萩市	山根寛二	〇	一一〇一の
萩市	田村政昭	〇	一一〇一の
萩市	田上善治	〇	一一〇一の
萩市	井上征士	〇	一一〇一の
萩市	杉山幹洋	〇	一一〇一の
萩市	藤谷芳久	〇	一一〇一の
萩市	大石博英	〇	一一〇一の
萩市	青水博	〇	一一〇一の
萩市	山下太士	〇	一一〇一の
萩市	小林廣海	〇	一一〇一の

(二四七) 開発行為に関する工事の完了

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

平成二十一年四月二十四日

山口県知事 二井 関成

- 一 開発区域に含まれる地域の名称
光市島田四丁目
- 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名
光市浅江一丁目一六番三二号
株式会社リピングアート

- 一 開発区域に含まれる地域の名称
山陽小野田市大字東高泊字二ノ横道
- 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名
山陽小野田市大字東高泊三三二七番地の一
不二輸送機工業株式会社



公 告

契約の締結

次のとおり一般競争入札の方法により契約を締結しました。

平成二十一年四月二十四日

山口県知事 二井 関成

- 一 事務を担当する麻かひの名称及び所在地
山口県立水産高等学校 長門市仙崎一〇〇二番地
- 二 落札に係る特定役務の名称及び数量

三 実習船青海丸の中間検査業務 一式
契約の相手方を決定した手続

四 一般競争入札
落札者を決定した日

五 平成二十一年三月二十七日
落札者の名称及びその主たる事務所の所在地

六 サンセイ株式会社 大阪市淀川区西宮原一丁目六番二号
落札金額
三千五百七十万円

七 入札公告日
平成二十一年二月十日

八 その他

(一) 契約担当者
山口県立水産高等学校長 原田 剛

(二) 調達方法
購入等

(三) 落札方式
最低価格



山口県公安委員会告示第十六号

警備業法（昭和四十七年法律第百十七号）第二十三条第一項の規定により、警備員等の検定を次のとおり実施する。

平成二十一年四月二十四日

山口県公安委員会

一	検定を行う警備業務の種類及び級並びに受検定員	種別	級	受検定員
	交通誘導警備業務	二級	二十名	
二	検定の日時及び場所	日	時	場
				所

平成二一、七、二五 午前九時から午後五時まで
山口市仁保下郷一四五九番地
山口県警察学校

三 受検資格

山口県内に住所を有する者又は山口県内の営業所に属する警備員のうち山口県外に住所を有するもの（以下「県外在住警備員」という。）であること。

四 検定申請書の受付期間及び時間

平成二十一年五月二十五日（月曜日）から同月二十九日（金曜日）までの午前八時三十分から午後五時十五分まで

なお、受付期間内でも、申請者の数が受検定員に達したときは、受付を締め切るものとする。

五 検定申請書の提出先

山口県内に住所を有する者にあつては住所地（その者が警備員である場合は、その者が属する山口県内の営業所の所在地を含む。）を管轄する警察署、県外在住警備員にあつてはその者が属する山口県内の営業所の所在地を管轄する警察署

六 提出書類

(一) 検定申請書
添付書類

1 山口県内に住所を有する者にあつては、山口県内の住所地を疎明する書面
2 県外在住警備員にあつては、その者が山口県内の営業所に属することを疎明する書面

(二) 写真（縦三センチメートル、横二・四センチメートルとし、申請前六月以内に撮影した無帽、正面向き、上三分身像及び無背景のものとする。裏面には、氏名及び撮影年月日を記入すること。）二枚

七 受検手数料

一万四千元に相当する山口県収入証紙を検定申請書の下部余白欄にはること。この収入証紙には消印をしないこと。

八 受検票の交付

検定申請書を提出した警察署において交付する。

九 その他

(一) 警笛は、受検当日各自持参すること。
(二) 検定申請書は、山口県内に住所を有する者にあつては住所地（その者が警備員である場合は、その者が属する山口県内の営業所の所在地を含む。）を管轄する警察署、県外在住警備員にあつてはその者が属する山口県内の営業所の所在地を管轄する警察署に請求すること。

(三) 検定についての問合せは、山口県警察本部生活安全部生活安全企画課(電話〇八三一九三三〇一〇一〇内線三〇一八)にすること。

平成二十一年四月二十四日印刷

発行人所

山口県知事庁